

議案第13号

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例制定の件

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部を改正する条例

災害被害者に対する県税の減免に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「者で、」の次に「当該災害を受けた日の属する年の」を加え、「以下「」を「次項において「」に、「所得が」を「所得の金額が」に、「災害を」を「当該災害を」に改め、同項の表中「事業の所得」を「事業の所得の金額」に改め、同条第2

項中「者で、」の次に「当該災害を受けた日の属する年の」を、「合計所得金額」の次に「（法附則第33条の2第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第34条の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。）」を加え、「災害を」を「当該災害を」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

押印の見直し等に伴い、所要の改正をしようとするものである。